

令和 8 年度 第 2 回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
理事会 議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
令和8年度第2回理事会議事録

1. 日 時 令和8年6月3日(水) 午後 2時

2. 場 所 いたみいきいきプラザ 3階 会議室3

3. 出席者

理事総数 7名

理事出席者 7名

理事長 増田 平 理事 武田 好二

理事 川井 賢三 理事 白井 佳之

理事 小山 達也 理事 川上 房男

理事 森 理恵

監事総数 2名

監事出席者 2名

監 事 細川 健二 監 事 中川 俊秀

議事録署名人 増田 平

議事録署名人 細川 健二

議事録署名人 中川 俊秀

4. 議 案 報告第1号 令和7年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について

議案第2号 令和7年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告, 社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について

議案第3号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会運営規則の一部改正について

議案第4号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団監事監査規則の一部改正について

議案第5号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款の一部変更について

議案第6号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員(監事)候補者の推薦について

議案第7号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員(監事)候補者の推薦について

議案第8号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員候補者の推薦について

て
議案第 9 号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員候補者の推薦について
て
議案第 10 号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会の
招集について

5. 議 長 増 田 平

6. 議事録作成者 光 木 朋 子

7. 議 事

(1) 開 会

○事務局 理事会開会にあたり出席者全員が着席した後、事務局が令和 8 年度第 2 回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会資料の確認を行った。

【資料の確認】

○事務局 本日は、お忙しい中ご臨席いただきまして有難うございます。定刻になりましたので、ただいまより令和 8 年度第 2 回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、当法人 増田理事長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 理事長挨拶

○理事長 **【挨拶】**

(3) 議長選出

○事務局 次に議長選出に入らせていただきます。理事会運営規則第 9 条で、議長は「その都度選任する」と定められておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

【事務局一任】

事務局一任とのご意見をいただきましたので、増田理事長を議長に推薦させていただきますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

ご異議がないようでございますので、増田理事長に議長をお願いいたします。

(4) 出席状況

- 議長　それでは、ご指名いただきましたので議長を務めさせていただきます。
はじめに、理事の出欠席について報告いたします。
本日、理事は全員出席でございます。理事会運営規則第10条に定める定足数を充たしておりますので本理事会は成立いたします。

(5) 議事録署名人の選任

- 議長　次に、議事録の署名についてですが、理事会運営規則第15条の規定では、「出席した理事長及び監事が記名押印する」と定められておりますので、私と細川監事、中川監事にお願いします。

(6) 利害関係有無の確認

- 議長　次に、利害関係の有無につきまして、確認させていただきます。社会福祉法第45条の14第5項で、「決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。」旨が規定されています。なお、先日、事務局からの案内文において、本日の議事につきまして、特別の利害関係を有する場合は事前に申し出ていただきますようお願いしておりましたが、改めて確認いたします。本日の議事につきまして、特別の利害関係を有する理事がおられましたら、申し出ていただけますでしょうか。

[該当者がいないことを確認]

本日の議事につきまして、特別の利害関係を有する理事はおられないようですので、このまま進めさせていただきます。

(7) 議事

○議 長 これより議事に移らせていただきます。
 本日の議事は、議案が9件と報告が1件でございます。

それではまず、報告第1号「令和7年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」と、議案第2号「令和7年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告，社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」は、それぞれ関連がございますので、一括審議とさせていただきます。

それでは、まず、議案第2号を先に説明させていただき、その後、報告第1号のご説明に移ります。事務局説明願います。

○事務局 議案第2号「令和7年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告，社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」を説明

○議 長 続いて、報告第1号「令和7年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」でございます。

こちらにつきましては、過日、細川監事、中川監事のお二人に監査をいただきました。

代表して中川監事にご報告とご説明をいただきます。
中川監事よろしくお願いいたします。

○中川監事 [監事監査報告]

○議 長 ありがとうございました。説明と報告が終わりました。
この件について、ご意見ご質問はございませんか。

○小山理事 事業報告ですが、ざっと数字だけ見させていただいてお教えいただきたいのですが、18ページの「デイサービスの実施状況」ですが、2カ所デイサービスセンターは定員がそれぞれ34名と40名、1日の平均人数が24から30名くらいなのですが、高齢者のデイサービスの稼働率は大体こんなものなのでしょうか。
もう一点は、33ページの複合型サービスのイのところ、訪問看護が数字を追

っていくと、令和7年度においては昨年度一昨年度に比して、数字が落ち込んでいますが、理由があるのでしょうか。

以上2点について、お教えいただきたいのですが。

○議長 はい。デイサービスセンターの稼働率、それと訪問看護が前年度、前々年度に比べて落ちている、何か原因があるのかということですが、これについてお願いします。

○事務局 まず、デイサービスセンターの稼働状況なのですが、正直申し上げて、他法人・他事業所の稼働率がどの程度かということはしっかりと把握しておりませんが、当法人としては、85%以上を予算目標値としてあげております。そういう意味でいいますと、荒牧デイサービスセンターのほうが少し定員から見た稼働状況が厳しい状況が続いておりましたので、これは本日の決算の説明とは少し趣旨が外れてしまいますが、その改善策として、令和8年度予算時に説明させていただいたとおり、荒牧デイサービスセンターの事業内容を少し改めてリハビリ特化に重点を置いた事業展開を令和8年度中に進めておるところです。

次に、訪問看護ステーションさくらの33ページの訪問人数なのですが、訪問看護ステーションさくらは、形式上、看護小規模多機能さくらの中に設けているのですが、訪問はさくらの利用登録者の方に対して行っており、その回数が訪問サービスを行った件数になっております。上部の「平均登録者数」の数字をご覧いただきましたら、登録者数の平均は令和6年度が27名であったところ、令和7年度は25.9名ということで、少しこのへんの数字が下がったことによって、訪問の件数も減っているということと、それぞれ登録されてご利用いただいている方の医療依存度、身体の状態によっては訪問回数というのも変わってくるので、一概に訪問看護の利用者数の増減が特別その時々の利用状況の影響かといいますと、ご利用者さんの症状の違いという影響を受けているということもございますので、大きくは変化がないというふうにみています。以上です。

○議長 以上の説明ですが、小山理事、よろしいでしょうか。

○小山理事 ありがとうございます。

○議長 ほかにございませんでしょうか。

○白井理事 7ページ法人事業本部のところで、「今後の経営管理を担う次世代を中心としたワーキングチームの設置」あるいは「全事業所に管理者の補佐としてのリ

ーダーを新たに配置する」とありまして、管理職を目指すとか、管理体制をしっかりとしていく上では先駆的な取り組みかなと思うのですが、こういった内容のことをされているのかよろしければ教えてください。

○事務局 まず、リーダーについて、こちらは書かせてもらっているとおりにはなるのですが、今まで各事業所には管理者と、大きな事業所・施設については管理者だけでは目が届かないということで介護リーダーを置いていたのですが、全事業所的に、次の管理者の候補的な要素と、管理者に不測の事態があったときに事業が継続できるようにというリスク管理的な意味を含めて各事業に必ずリーダーを設置する形で進めてきました。次世代を中心としたワーキングチームの設置については、言葉の表現的にワーキングチームという言葉のイメージからいくとどちらかというと単発的なテーマについてのワーキングチームというイメージが一般的なのかもしれませんが、ここでいうワーキングチームはそういうイメージではなくて、正確には、令和7年度の経営管理・事業管理体制の強化に向けた組織体制整備の一つとして、事業所の管理者の中から、次世代の経営管理・事業管理を担うべく期待をしたメンバー5名、世代的には40代のメンバーを、法人内部の名称で「業務評価改善推進担当」と任命し、設置したチームとなっています。チームについては、昨年度は、経営管理、事業管理、人事管理などの基礎的な知識の習得についても定期的に、また計画的に行いながら、同時並行で自身が所属している事業所の管理はもとより、所属の枠を超えた全事業の収支改善策の検討立案や、またその収支改善策実施に向けた事業所へのヒアリングの実施なども行いました。令和7年度は、学習と課題検討を中心に動いてきましたが、令和8年度はステップをあげて、現在法人内にある業務評価改善会議という事業を検討する会議の運営から、事業所への直接的な業務改善や収支改善の支援や介入などを実施する動きを現在行っております。

○白井理事 ありがとうございます。

○議 長 ほかに何かございますでしょうか。

【特になし】

○議 長 特にないようでございますので、はじめに議案第2号「令和7年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告、社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第 2 号につきましては、原案どおり決しました。

また、報告第 1 号「令和 7 年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」も、以上とします。

次に、議案第 3 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会運営規則の一部改正について」から議案第 5 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款の一部変更について」はそれぞれ関連がございますので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会運営規則の一部改正について」、議案第 4 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団監事監査規則の一部改正について」、議案第 5 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款の一部変更について」を説明

○議 長 報告と説明が終わりました。
この件について、ご意見ご質問はございませんか。

○小山理事 解釈の問題なのですが、定款部分ですが、一つは、定款に定める前提条件として、役員の責任免除規定を設けるという場合が前提条件になるということ、だから特にそれを設ける必要がなければこの規定は定款に定める必要はないということでしょうか。

内容の部分ですが、第 22 条の第 3 項なのですが、ここがわかりにくいのですが、第 22 条で責任免除をするのは、理事及び監事という形になるけれども、これに理事長が異議がある場合は、評議員会に移ることができるという解釈だと思うのですが、ということは最初に 22 条で理事及び監事の賠償免除というのは、ここには理事長は含まれていないという捉え方なのか、理事長も含んで決議して第 3 項でそれに異議があったら申立てをするというのはちょっとわかりにくいので、ここでいう理事及び監事というのは、理事長は入っていないということなのか、そこをご説明いただいたらと思うのですが。

○事務局 まず初めに、第 22 条について、今小山理事からご質問いただきました責任の免除に関する規定についてですが、役員の責任の免除について、社会福祉法人において、役員の責任は免除しないものとして法人運営をするということであれば、定款への記載、理事会運営規則への記載は必要ないものと認識しております。

当法人においては、役員の責任の免除については、理事会の決議によって免除ができるという運営を図ってまいりたいと考えておりますので、今回、定款に役員の責任の免除についての規定を設けるものとしたいと考えております。

役員の責任の免除の第22条第3項「理事及び監事」の「理事」について、理事長を含むかどうかの解釈ですが、役員の責任の免除については、先ほど申し上げましたとおり、一般社団法人の会社設立に関する規定を社会福祉法人においては準用しているところですが、この理事の定義については、まだ確認が取れておりませんので、調べました後、別の機会で報告させていただいてよろしいでしょうか。

○小山理事 構いません。両方を並べますと、第3項というのは、「理事長が異議がある」と評議員会に通知ということになっているので、であれば、当然、前提として理事及び監事の責任を免除する場合の対象には理事長は含まれていないというそういう解釈でよいのかということです。

○事務局 最後の部分につきましては、評議員に通知しなければならないという部分につきまして、法人代表者である理事長が話をするという意味合いだとしたらと、先ほどの申し上げましたとおり、確認はさせますけれども、第1項についても、理事長は含んでいると私は考えておりまして、後日になりますが、報告させていただきます。

○小山理事 第3項は、主語が「理事長は」となっておりますのでね。

○事務局 そうですね。理事長が、異議があるかを評議員会を開催して、という意味合いで私は受けたので問題ないかなと。

○議 長 多分ですが、事業団の理事7名は、理事長も含めて7名ですので、最初の方の理事にはすべてを含み、それを評議員に通知するのは、理事長が行うということで、一般的なテンプレートに従って出来上がっているのではないかと思いますのですが、確認して正式に返事をさせていただきたいと思います。

○小山理事 法人監査課の指摘で定款改正をされるということですが、うちも社会福祉法人で法人監査課の指導は受けているのですが、こういった定款変更の指摘は受けていないので、こういった責任免除規定を設けていないから受けていないということだとは思いますが、非常に難しいなと思ひまして。

○事務局 こちらでいただいたご指摘については、一旦、法令を調べながら法人監査課

とも情報共有を図った上で、近日中に報告に参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 理事さん全員に、このことについては後日示していただくということで、本日については、法人監査課の指導に基づいて定款の中に規定を設けるということでご審議いただければと思うのですが。ここが不明だから承認できないということであれば、保留にしなければならないのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○小山理事 こちらは国等が示している準則等に基づいた表示だと思いますので、理事として、「このように変えてほしい」とかそういうことではありません。ただ、この部分の解釈については、どのような解釈かということをお聞きしたいということです。

○議 長 わかりました。では、本日、ご審議いただいたのち、解釈については、全員の理事の方に示すということでさせていただきたいと思います。
議案第3号から5号につきまして、ほかにございますか。

○川井理事 漢字の変換だけなのですが、第5号議案の第14条のところだけ「または」とひらがなになっているので、漢字に統一されたほうがよろしいかかと思います。

○事務局 「署名又は記名押印」については、理事会規則と監事監査規則、定款に同じ条文を載せているところではありますが、今、ご指摘いただきましたとおり、一部では漢字、一部ではひらがなになっているところが散見されますので、内容については漢字とひらがなで変わるものではございませんので、こちら改正後、ホームページに掲載する際には、統一するようにいたしますので。失礼いたしました。ご指摘ありがとうございます。

○議 長 ほかにございませんでしょうか。

【特になし】

○議 長 特にないようでございますので、はじめに議案第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会運営規則の一部改正について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 ご異議がないようでございますので、議案第3号につきましては、原案どおり決しました。

次に、議案第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団監事監査規則の一部改正について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 ご異議がないようでございますので、議案第4号につきましては、原案どおり決しました。

次に、議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款の一部変更について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 ご異議がないようでございますので、議案第5号につきましては、原案どおり決しました。

○議 長 次に、議案第6号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）候補者の推薦について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第6号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）候補者の推薦について」を説明

○議 長 説明が終わりました。
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○議 長 特にないようでございますので、議案第6号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）候補者の推薦について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第6号につきましては、原案どおり決しました。

次に、議案第7号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定時評議員会日時，場所，議題等の決定について」を議題といたします。

事務局説明願います。

○事務局 議案第7号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定時評議員会日時，場所，議題等の決定について」を説明

○議長 説明が終わりました。
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○議長 特にないようでございますので、議案第7号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定時評議員会日時，場所，議題等の決定について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第7号につきましては、原案どおり決しました。

○議長 次に、議案第8号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員候補者の推薦について」と議案第9号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員候補者の推薦について」は関連した議案ですので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第8号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員候補者の推薦について」と議案第9号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員候補者の推薦について」を説明

○議長 説明が終わりました。
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○議長 特にないようでございますので、議案ごとに決議をいただくこととします。まず、議案第8号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員候補者の推薦について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第8号につきましては、原案どおり決しました。

次に、議案第 8 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員候補者の推薦について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第 8 号につきましては、原案どおり決しました。

次に、議案第 9 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員候補者の推薦について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第 9 号につきましては、原案どおり決しました。

次に、議案第 10 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会の招集について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第 10 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会の招集について」を説明

○議 長 説明が終わりました。
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○議 長 特にないようでございますので、議案第 10 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会の招集について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 ご異議がないようでございますので、議案第 10 号につきましては、原案どおり決しました。

本日の議事はこれもちまして終了とさせていただきます。

理事の皆様からこの機会に何かございませんか。

では、事務局事務連絡等はございますか。

○事務局 [事務連絡]

○議 長 他にないようでしたら、6月18日の定時評議員会をもってご退任なさいます細川監事よりご挨拶を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

[細川監事 ご挨拶]

○議 長 細川監事、ありがとうございました。当法人の監事として、長きにわたり事業団運営にご尽力を賜り、誠にありがとうございました。

○議 長 理事の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力をいただきましてありがとうございました。これをもちまして本日の理事会は閉会といたします。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後3時25分に閉会した。

議事を明確にするため、この議事録を作成し、理事長及び議事録署名人は署名押印した。

令和8年 6月 日

理 事 長

議事録署名人

議事録署名人